議案第54号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例(平成17年かすみがうら市 条例第46号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月 に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、 同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。